

2010年政党マニフェスト

～障害者施策に関する主な項目～

（大行動事務局作成）

政党名	障害者施策関連
民主党 「民主党の政権政策 Manifest2010」	<p>「障害者自立支援法」を廃止した上で、応能負担を基本とする包括的な障がい者福祉の法律を制定します。</p>
自民党 「自民党政策集 J-ファイル2010」	<p>改正障害者自立支援法案により応能負担による福祉サービス・就労支援を推進します。併せて、障害の範囲や障害程度の適正な判断を行えるよう見直します。相談支援体制の強化、障害児支援の充実、グループホーム・ケアホームを利用する際の助成制度の創設等を推進し、また、障害者の所得保障を図るため、障害基礎年金を充実します。</p> <p>障害者の雇用の確保のために、国や自治体などが、障害者の就労支援施設への仕事の発注や製品等の購入を優先的に行う「ハート購入法」、虐待を受けた障害者の保護のための措置、養護者の負担軽減等の施策を行う「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の早期成立を図ります。</p> <p>障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するために、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備等を含め、「障害者基本法」を改正し、障害のある人の自立と社会参加のための施策を着実に推進します。</p>
公明党 「マニフェスト2010」	<p>「障がい福祉ゴールドビジョン」（仮称）を策定</p> <p>●障がい福祉サービス基盤の緊急整備（グループホーム・ケアホームの緊急整備、新体系への移行支援の強化等）や現在の障がい福祉サービス従事者等の処遇改善（従事者の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付等）、地域相談支援体制の強化（相談支援専門員や提供体制の拡充）などを盛り込んだ「障がい福祉ゴールドビジョン」（仮称）を策定します。</p> <p>施設サービスの質の向上と必要な整備の推進</p> <p>●障がい者施設の持つ、障がい者の地域における自立した生活を支援する拠点としての機能、福祉人材の養成の拠点としての機能、強度行動障がいなど処遇困難な場合の高度な支援の拠点としての機能を確保するため、質の向上と充実を図ります。</p> <p>「障害者権利条約」の早期批准と「障害者基本法」の改正、「障害者差別禁止法」の制定</p> <p>●「障害者権利条約」の早期批准を図り、その理念に沿った「障害者基本法」の改正を行います。また、障がいを理由とした差別のない社会をめざす観点から「障害者差別禁止法」を制定します。</p> <p>「障害者虐待防止法」の早期制定</p> <p>●障がい者の人権を著しく侵害し、その自立や社会参加を大きく損ねる障がい者虐待を無くすため「障害者虐待防止法」を早期に制定します。</p> <p>障がい児支援の充実</p> <p>●各地域に「子ども発達センター」（仮称）を創設し、福祉と教育の連携のもと</p>

で、就学前から就学後にわたり、発達支援、放課後支援、家族の相談支援など子どものライフステージに応じた継続的な支援を行う体制を整備します。

自閉症・発達障がい児・者支援の充実

●自閉症・発達障がい児・者に対して、関係機関の連携のもと、早期発見と相談体制の構築、早期からの支援の充実、障がいの特性を踏まえた適切な教育体制の整備、青年期における就労支援の提供など一貫した支援体制の確立とその充実を図ります。

アニマルセラピー（動物介在療法）の研究・普及の推進

●障がい者等の生活の自立や療養に有用なドッグセラピーやホースセラピー（乗馬療法）、イルカセラピーなどのアニマルセラピー（動物介在療法）の研究や普及の推進を図ります。

「障害者権利条約」に則った「障害者雇用促進法」の改正

●「障害者権利条約」の精神を踏まえ、雇用分野における障がいに基づく差別を禁止するとともに、差別事案に関する紛争処理手続きを整備するために「障害者雇用促進法」の改正を行います。また、障がい者に対して円滑に合理的配慮を提供できるよう企業に対する支援を充実します。

「障害者就業・生活支援センター」を「全障害保健福祉圏域」に設置

●「福祉から就労へ」の理念に基づき、福祉や教育から一般雇用への移行を促進するため、障がい者の就業面および生活面における支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の「全障害保健福祉圏域」（約360圏域）への設置をめざします。

障がい者の住宅確保を支援

●障がい者が安心して暮らせるための住宅を確保し、ヘルパーなどが必要なサービスを提供できるようにします。また、障がい者と親と一緒に暮らすための住宅（アパート・マンション等）を整備し、必要なサービスを提供します。

精神障がい者の雇用および職場定着の促進

●うつ病その他の精神障がい者に対する企業内のカウンセリング体制等の雇用環境の整備を促進するとともに、休業者に対するリワーク支援を強化することにより精神障がい者の雇用および職場定着を図ります。

発達障がい者の雇用促進

●発達障がい者のライフステージに応じた一貫した支援を可能とするため、成人期の就労支援として、ハローワークや「地域障害者職業センター」における専門的支援の強化、雇用管理上の課題の把握や事業主支援等を通じ、発達障がい者の雇用の促進と安定を図ります。

所得保障の充実

●「障害基礎年金」の引き上げ、グループホームやケアホームなどに入居する障がい者に対する住宅手当制度の創設、就労支援の拡大、工賃の引き上げなど、障がい者の所得保障の充実を図ります。

公共機関のバリアフリーの促進と支援策の充実

●新バリアフリー法に則り、公共機関のバリアフリーを促進します。また、バリ

	<p>アフリー化への各種支援策を充実します。</p> <p>障がい者のための情報バリアフリー化の推進</p> <p>●公共放送などの字幕化の普及推進や、活字文書読み上げ装置、音声コードの普及など、障がい者のための情報バリアフリー化を推進します。また、選挙公報やねんきん定期便等の全文の点字化・音声コード化を進めます。</p> <p>精神障がい者の障がい者割引の適用拡大</p> <p>●精神障がい者も、JR・高速道路等交通機関の障がい者割引の対象に加えます。</p>
<p>社民党</p> <p>「Manifest 2010」</p>	<p>障がい当事者参加のもとで、障がい者にかかわる法制度の改革を行います。</p> <p>「障害者自立支援法」を廃止し、谷間のない総合的な障がい者福祉法をつくりま す。障害者基本法の抜本改正、障がい者差別禁止法と障害者虐待防止法の制定を すすめ、国連「障害者の権利条約」を批准します。</p>
<p>共産党</p> <p>「参議院選挙公約」</p>	<p>障害者の福祉・医療を無料にし、障害者自立支援法をきっぱり廃止して障害者総合福祉法を制定します</p> <p>障害者の福祉・医療の無料化をめざし、応益負担をすみやかに撤廃します。当面 4月から始まった低所得世帯の福祉・補装具の無料化を緊急に自立支援医療にも 広げます。</p> <p>施設への報酬を日払いから月払いに改め、大幅に引き上げます。</p> <p>障害者施設で働く労働者の賃金を国の責任で月4万円引き上げます。</p> <p>障害のある子どもたちの成長と発達を保障するために、国・自治体の責任で療育、 生活などあらゆる場における施策を充実させます。</p> <p>国が2013年8月までの制定を約束した障害者自立支援法にかわる新法を、難病 や慢性疾患をもつ人、高次脳機能障害、発達障害など、支援を必要とするすべ ての人を対象とする障害者総合福祉法とするため力をつくします。</p> <p>国と自立支援法違憲訴訟団の「基本合意」、憲法、障害者権利条約にもとづき、 基本的人権を尊重する障害者福祉制度を確立します。</p> <p>障害基礎年金の抜本的引き上げをはじめとした所得保障や就労の保障などを抜 本的に拡充します。</p>
<p>国民新党</p> <p>「2010 政策集」</p>	<p>改正障害者自立支援法の一層の充実</p> <p>今後の改正法案の施行状況を丁寧に確認しつつ、応能負担の更なる徹底、サービ ス範囲の拡充を図ってゆきます。</p>
<p>みんなの党</p> <p>「アジェンダ2010 成長戦略」</p>	<p>※直接的に障害者施策に触れている箇所はなし</p>
<p>新党改革</p> <p>「新党改革の 約束2010」</p>	<p>※直接的に障害者施策に触れている箇所はなし</p>
<p>たちあがれ日本</p> <p>「政策宣言2010」</p>	<p>障害者が自らの力を発揮できる社会とするために、障害者の利便性を高め、負担 を少なくする方向へ障害者自立基本法を改正します。</p>